○○市町村告示第　　号

平成１７年５月１日から田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町を廃し、その区域をもって新たに「田辺市」を設置することに伴う田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の農業委員会の委員の任期等について、別紙のとおり田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の協議が成立したので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第６号）第８条第４項において準用する同法第６条第８項の規定により告示する。

平成１６年　　月　　日

○○市町村長　　氏　　名